

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、14年前に(株)東立テクノクラシーが取止めた産業廃棄物処分場計画が再提出された問題</p> <p>【質問趣旨】 (株)東立テクノクラシーが14年前に取止めた管理型産業廃棄物最終処分場計画を再び提出しています。場所は、瀬戸市山路町に産廃処分場を建設するとしているが、市民の飲み水とする西谷取水口の水源地約70mに隣接していることから、非常に懸念する計画である。既に愛知県内に存在する産廃処分場埋立容量の3分の2が瀬戸市に立地し、産廃施設は50か所以上に及ぶため、これ以上市に産廃施設は必要ないと考え質問する。</p>	<p>(1) 提出された産業廃棄物最終処分場計画の中身と経緯について</p>	<p>① 令和5年5月2日、市は(株)東立テクノクラシーが提出した産業廃棄物最終処分場の事業計画を受理している。処分場面積64,300㎡・埋立容量1,463,400㎡、処理する産業廃棄物は、燃え殻、汚泥、廃プラ、金属くず等やアスベスト類、水銀、ばいじんだけでなく、爆発性、毒性、感染性等、人の健康や生活環境に被害を与える恐れのある性状を持つ有害な特別管理産業廃棄物も含まれている。前回の産廃処分場計画の規模・廃棄物処理と比べ何がどう違うのか伺う。</p> <p>② 今回の事業計画については、令和2年頃事業者が市役所窓口を訪ねてきたと聞くが、いつ・どのように本計画が提出され、瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の手続きはどのように対応されたのか伺う。</p> <p>③ 本条例では、事業者が速やかに市長に周知計画書を提出しなければならない、周知計画に基づき説明会を開催しなければならないとしている。つまり、関係地域となる各自治会連区において説明会を順次行うことになるのか伺う。</p> <p>④ 前回の産廃処分場計画の取り止め後の山路町地内に、(株)アンドウ興業が行っている土砂採取場については、瀬戸市山路町49番2～同115番2の48筆12万3,057㎡全てを自己所有地として、本市と愛知県に砂防法や森林法、採掘法等の各種申請を提出し、開発許可を得ている。その際には、土地一覧表が提出されているが、法務局が証明する土地の登記事項証明書は付されていたのか、本市はどのように当該土砂採取業者の所有地であることを確認したのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 瀬戸市としても問われる産廃計画にどう対応するのか。	<p>① 当該土砂採取業者が現在も採掘採取業を行っているにもかかわらず、当該産廃処分場計画を市が受け付けたのは何故なのか伺う。</p> <p>② 土砂採取完了後、現地を埋戻して整地し、緑地化を図るとして開発の許可を得て事業を行っているが、埋戻さなくても産業廃棄物処分場が行えるということか市の見解を伺う。</p> <p>③ 瀬戸市産業廃棄物等対策委員会では、既に当該産廃処分場計画への数多くの意見や修正指示が出され、当該産廃事業者から回答する形になっている。本市は、今後、当該事業計画に対する施設の見直しや修正等又は新たな問題が発覚した場合どのように対処されるのか伺う。</p> <p>④ 質問趣旨でも言ったが、愛知県内に存在する産廃処分場埋立容量の3分の2が、既に本市に立地し、産廃量は愛知県下で最も多くこれ以上必要ない施設ですが、市民の飲み水としている馬ヶ城浄水場の西谷取水口の水源地近くに計画されており、大変多くの市民から懸念や反対の声が出ています。このような当該産廃処分場計画に対して、市長はどのように表明をするのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、洪水ハザードマップに該当する中水野駅周辺区域の宅地・商業地・道路等の対応はどうか。</p> <p>【質問趣旨】 中水野駅周辺の地区は、瀬戸市洪水ハザードマップに該当している。 当該区画整理を行う中で、土地の低い土地については、嵩上を行う必要があるが、本事業計画では、保留地や商業地及び公園や道路、換地場所等はどのように宅盤を上げる工事を行うのか伺う。</p>	<p>(1) 中水野駅周辺地区の洪水ハザードに該当し、駅前や保留地、換地、商業地等どうするのか。</p>	<p>① 中水野駅周辺土地区画整理事業に係る一級河川庄内川水系の「水野川」について、水防法に基づく想定し得る最大規模の豪雨により浸水が想定される区域である。浸水した場合に想定される水深が表示されているが、どの程度浸水し、発起人会や地権者、事業代行パートナー企業はどのように把握しているのか伺う。</p> <p>② 市では、洪水ハザードマップにかかる同事業区域について、宅地建物取引業法第35条第1項の水害リスクに関する説明が重要事項の対象項目に該当する。不動産取引の対象となる所在地(物件)の説明(情報提供)と、同事業区域の土地の嵩上を行わなければならないが、市は当該事業を実施する上で、発起人会や同意・不同意地権者にどのように伝え(説明)て理解(納得)されているのか伺う。</p> <p>③ 当該事業区域のほぼ全域に洪水ハザードマップに掛かっていることについて、市や発起人会(地権者)、パートナー企業において、宅地保留地や商業地、換地等についての対策はどのように行うつもりか伺う。</p> <p>④ 当該事業の水害リスクのある保留地、換地、商業地、駅前整備、道路、公園等について、事業計画では、宅地整地一式約6億6,104万円の事業費が計上されている。事業面積約20haの宅地整地(土地嵩上)を含んだ造成工事としては安価な経費と思うがどうか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤ 当該事業の宅地整地について、路体盛土 90,223 m³の 1,849 万円と、耕作土地改良 118,002 m³の約 1 億 4,915 万円、購入土 68,241 m³の約 1 億 9,080 万円の事業費としている。しかし、どう見ても宅盤の嵩上容量が少なく、水害リスクの対策としては十分とは思えないがどのようなか伺う。</p> <p>⑥ 当該事業費の保留地処分金約 20 億 8590 万円 (約 32,000 m²×65,000 円) は、水害対策の土地嵩上げ工事等や水害リスクの対象物件の不動産評価 (価格) を含む処分金 (金額) であるのか伺う。</p> <p>⑦ 中水野駅区域のほぼ全域が洪水ハザードマップに掛っているが、令和 2 年度に、国土交通省が、近年大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じているため、宅建業法の改正を行い重要事項説明とした。水害リスクにおける開発区域の対象物件の所在地を事前に説明することを義務化するが、市当局は、このような場所に多額の市費を使い、市街地化にすることで、今後工事見直しによる事業費の増額や水害リスクに対する不動産売買 (価格変動) 等の可能性についてはどのような考えか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。